

## 指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、児童福祉法（以下「法」とする）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 名 称 合同会社H&T
- (2) 代表者名 代表社員 平見 博子
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市上四条町26番5号

#### 2 対象事業所

- (1) 名 称 児童発達支援 放課後等デイサービスみらい
- (2) 事業種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市南四条町4番11号 清水マンション1F
- (4) 指定年月日 令和元年12月1日

#### 3 指定の取消日

令和2年11月30日

#### 4 処分理由

- (1) 障害児通所給付費の不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）
  - ①令和元年12月から令和2年3月までの間、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の員数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて欠如していたにもかかわらず、令和2年1月から同年4月までの間、サービス提供職員欠如減算を適用せず、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。
  - ②児童指導員等加配加算について、人員配置基準上必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上（常勤換算による算定）配置し、サービス提供を行った場合に加算して請求すべきところ、令和元年12月から令和2年3月までの間について、人員配置基準上必要となる従業者の員数が欠如した状態で、当該加算を不正に請求し受領した。
  - ③福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰについて、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、令和元年12月から令和2年4月についての単位数を不正に算定した状態で、当該加算を請求し受領した。

(2) 虚偽の報告（法第21条の5の24第1項第6号）

法第21条の5の22第1項に基づく監査において、代表社員兼管理者は、児童指導員等が実際には勤務していない日に勤務したように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の勤務実績表及び給与明細書を作成し、本市職員に虚偽の報告を行った。

(3) 不正の手段による指定（法第21条の5の24第1項第8号）

代表社員兼管理者は、新規指定申請時に勤務予定であった児童指導員が勤務できなくなり、必要な人員基準を満たさなくなったことを指定日までに把握していたにもかかわらず、新規指定申請時に本市に提出した従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表の変更を行わず、人員配置基準を満たすものとして、不正の手段により指定を受けた。また、事業開始後も人員基準違反の状態が令和2年3月まで継続していた。

5 事業者に対する経済上の措置

障害児通所支援給付費に係る返還額

不正請求額 1, 528, 805円

加算額 611, 522円

合計 2, 140, 327円

東大阪市福祉部指導監査室  
障害福祉事業者課  
電話：06-4309-3187